

平成 18 年 1 月 27 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準適用指針公開草案第 15 号

# 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理(案)」の公表

## コメントの募集

企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び日本公認会計士協会から公表された「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品会計実務指針」という。)が定めるその他の複合金融商品の会計処理について、公表時には想定されていなかった物価連動国債などに対しては必ずしも適当ではないのではないかという意見を踏まえ、現行の金融商品会計基準の下で、その他の複合金融商品を適用する際の指針について見直しを検討してまいりました。

今般、平成 18 年 1 月 24 日の第 97 回企業会計基準委員会において、標記の適用指針の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表を承認しました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 2 月 27 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

## 記

電子メール : fukugo@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

お問い合わせ先 : 03-5510-2737

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### **■ 背景**

金融商品会計実務指針は、金融商品会計基準を実務に適用する場合の具体的な指針として、その役割を果たしてきたものと考えられるが、物価連動国債など、公表時には想定されていなかったその他の複合金融商品に対しては、必ずしも適切な会計処理とはいえないのではないかという意見も多い。このため、当委員会では、金融商品専門委員会における討議を含め、その他の複合金融商品の会計処理に関する審議を行い、今般、本公開草案をとりまとめ、広く各界からの意見を求めることとした（第16項参照）。

### **■ 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例**

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」では、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要であるとしている。これを踏まえ、本公開草案では、複合金融商品を区分処理して時価評価するかどうかについて、次のように取り扱うこととした。

- (1) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にない場合には、これまでと同様に、組込デリバティブのリスクが、契約上、当初元本に及ぶかどうかをもって判断する（第6項(1)及び第19項参照）。
- (2) 組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にある場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性はないものとして取り扱う（第6項(3)及び第24項参照）。

### **■ 緊密な関係にある組込デリバティブについて**

金利に係るデリバティブのほか、その経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとが緊密な関係にある組込デリバティブについて検討し、以下の理由により、物価指数や一定の信用リスクに係るデリバティブもそれに含むものとした（第25項参照）。

- (1) 物価指数に係るデリバティブについては、一般に、変動利付金融資産又は金融負債の変動金利部分に物価水準の変動も含まれていることから、これらの経済的性格及びリスクとは緊密な関係にあると考えられる。

(2) 一定の信用リスクに係るデリバティブについては、利付金融資産又は金融負債には、債務者の信用リスクが含まれているため、当該債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にある。

また、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にないが、特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んだ複合金融商品を発行している場合のように、当該複合金融商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができるときには、債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合に準じて取り扱うことができる。

このような現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にある組込デリバティブについて、区分して時価評価するかどうかは、当初元本に及ぶ可能性の程度を評価して判断するものとした（第 24 項参照）。

この際、物価連動国債は、これまでの消費者物価指数の動向等を踏まえると、一般に、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いと考えられる。また、特別目的会社が高い信用力を有する利付金融資産を裏付けにして当該特別目的会社以外の参照先の信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行した複合金融商品について、当該複合金融商品の回収が確実に行われるものと認められる場合には、投資家において現物の金融資産にリスクが及ぶ可能性は低いと考えられるため、これらの複合金融商品については区分処理しないことができることとした（第 26 項参照）。

#### ■ 適用時期等

本公開草案は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 18 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から適用することができる。

本適用指針を公表するにあたり、金融商品会計実務指針第 188 項から第 194 項及び第 354 項から第 356 項は改廃を検討することが適当である。

以 上